

厚生労働大臣が定める掲示事項

長期収載品の選定療養について

長期収載品(後発医薬品がある先発品)について、医療上の必要がなく患者様のご希望により先発品を選択される場合は、長期収載品と後発医薬品との価格差の2分の1を選定療養費(特別の料金)として患者様にご負担いただきます。

※省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。

令和8年6月1日

愛媛医療生活協同組合 城北診療所